

#### (イ) 具体的施策

- ① 消費者・実需者の意向を生産に反映するため、消費者等による農産物の品質等の評価活動、地場の農業・農産物を支援する地産地消活動やスローフード活動を支援する。
- ② 産地の特色を活かした農産物の供給体制を構築するため、エコファーマーによる環境保全型農業や契約取引の推進等、産地の特色を活かす取組を推進する。
- ③ 地域食品産業の役割・機能強化を図るため、食品産業の創意工夫を活かした新たな取組提案に基づき、消費者の多様なニーズを起点にした、健康志向に配慮した食品や地域農業と連携した特色ある食品などの製品化・事業化を支援するとともに、「ブランド・ニッポン」農産物等の生産に取り組む地域農業との連携等を推進する。
- ④ 食品製造業における国産食材の活用促進のため、国産農産物の加工適性の向上、機能性の解明等に係る技術開発を支援する。また、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進するため、国産食材に関するニーズの発信、消費者への食材情報（栽培方法、産地等）の提供、産地における一次加工等の効率的・効果的な実施を支援する。
- ⑤ 地域農産物の販路開拓に必要な生産・実需サイド双方向の情報提供及び連携等に対するアドバイザー支援を実施するとともに、実需サイドのニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制を整備する。
- ⑥ 新鮮でおいしい農産物を育むきれいな水の安定確保の観点から、関連対策として以下の施策を一体的に実施する。
  - a 農業用水の水質の保全を図り、農村流域における総合的な水質保全対策の検討を行うため、自然の浄化能力を活用した農業水路の整備等による「きれいな水」の確保を図る。
  - b 担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、畑作振興のための基盤整備を推進する。
  - c 農業水利施設の長寿命化と機動的かつ効率的な更新整備の観点から、ストックマネジメントの導入による適切で効率的な農業水利施設の有効活用を図る。

### イ 生産・流通を通じた高コスト構造の是正

#### (ア) 基本的考え方

生産・流通を通じた高コスト構造を是正し、消費者の納得する価格で食品を提供するため、ITの活用、卸売市場の機能強化等による商流・物流の効率化・高度化、次世代高性能農業機械の開発等を推進する。

#### (イ) 具体的施策

- ① 食品流通の効率化

- a 我が国の生鮮食品流通の高コスト構造を是正し、ITを活用した流通の効率化を図るため、EDIの利用やITを活用した物流の効率化、卸売市場流通の連携の促進を図る。
- b 産学官の連携による食品流通IT戦略会議において、食品流通の効率化・高度化に資するITビジネスモデル普及、定着等を推進する。
- c 食品流通の効率化と環境負荷の低減に資する包装技術の開発、活用を促進するとともに、エネルギーロスが最小となる低温輸送システムを確立するための技術開発を行う。
- d 食品の製造及び流通の各段階にわたる巡回点検指導を実施することにより、安全な食品の供給の確保、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を行う。
- e 東京と海外主要都市における食料品の小売価格の実態調査を実施するとともに、生産・流通・消費の各段階において内外価格差を生むことになっているコスト要因の構造を分析することによって、内外価格差の是正・縮小のための方策を構築する。

## ② 卸売市場の機能・連携強化等

- a 生鮮食料品流通を取り巻く諸情勢の変化に対処して卸売市場の新たな展開と活性化を図り、市場流通の効率化・高度化を図るため、中核的な中央卸売市場の再整備を行うとともに、食品の品質・安全性の確保に資する機能強化等を総合的に実施する。
  - i 中央卸売市場整備計画に基づき、老朽化等が進む中核的市場の大規模再整備や移転新設、機能強化に資する施設の整備を重点的に実施する。
  - ii 地方都市における生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保するため、物流機能等の強化を図るとともに、地域の実情に応じた統合整備を推進する。
  - iii 公設市場において、PFIによる整備の推進及び市場関係者により組織した事業協同組合等が行う市場機能の高度化に資する施設等の整備を推進する。
- b さらに、卸売市場の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を引き続き実施するとともに、市場関係事業者の合併・業務提携の方向や市場運営の合理化・効率化の方向等を内容とする市場経営基盤強化指針の策定を推進する。また、卸売市場における買受の主要な担い手である仲卸業者に対して開設者が実施する再編等の取り組みについて一定の支援を行う。
- c このほか、地域における生鮮食料品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が当該地域の他の卸売市場の開設者と連携してこれらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行う。

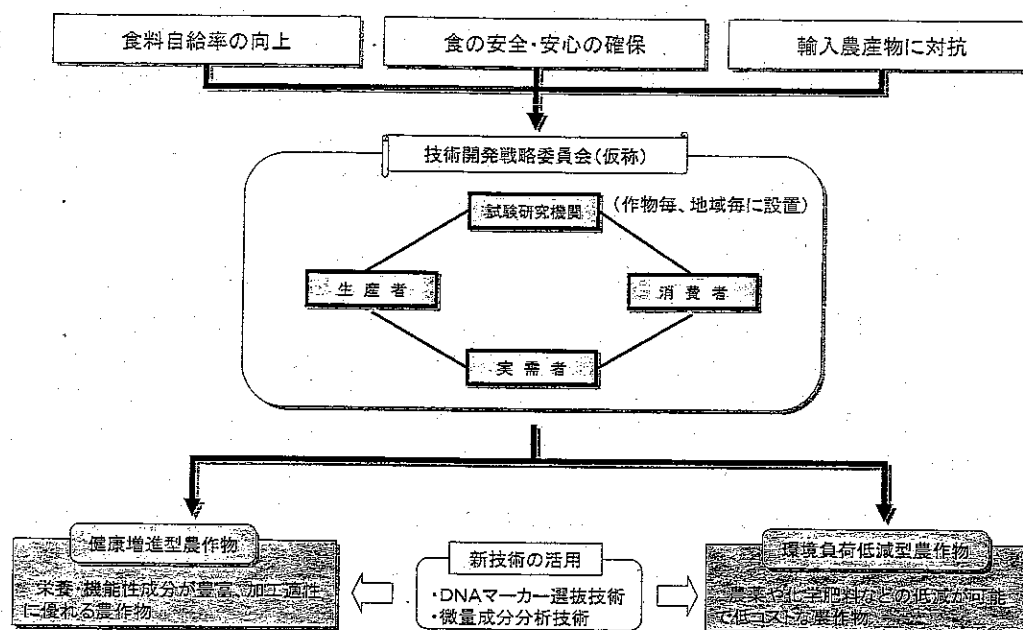
## ③ 次世代農業機械・技術の開発

最新のロボット技術、IT技術の活用等により、画期的な省力化、生産管理の高度化、資源の有効利用等農業経営の革新を可能とする次世代農業機械、技術の開発を産学官の連携により、生産現場との密接な連携の下、実施する。

## ウ 消費者ニーズを踏まえた品種育成等の技術開発

### (ア) 基本的考え方

消費者に喜ばれるおいしい農産物等の開発の基礎となるゲノム情報の解明等を進め、消費者ニーズを踏まえた新品種の開発と栽培技術の確立を行う。

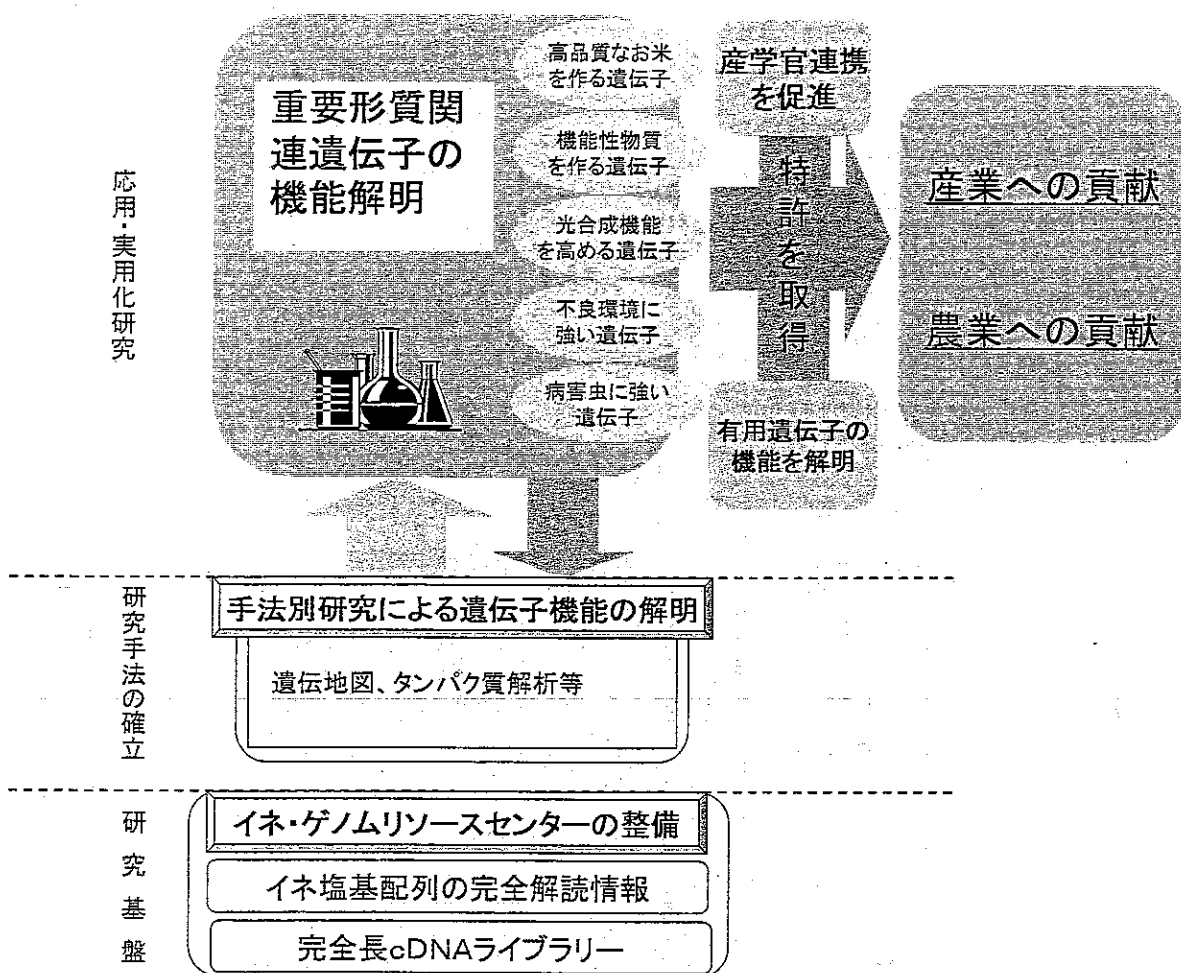


### (イ) 具体的施策

- ① 消費者等の参画による技術開発戦略委員会を設け、消費ニーズを把握し、「ブランド・ニッポン」農産物の確立のための研究方向の明確化を図るとともに、これを踏まえて、栄養・機能性成分に優れた健康増進型農作物や農薬や化学肥料の低減が可能な環境負荷低減型農作物等の新品種及びこれらの特性を最大限発揮させる栽培・流通・加工技術を開発する。
- ② イネゲノムについて、主要部分の塩基配列解読の完了を受け、有用遺伝子の機能解析を重点的に推進し、重要形質に着目した機能解析、ゲノムの属間比較研究等を実施する

とともに、ゲノムデータと研究成果を結集するイネ・ゲノムリソースセンターを整備する。また、イネ・ゲノムシミュレーターの開発について引き続き実施するとともに、全塩基配列のうち、残された領域の解読、DNAマーカーによる効率的な新品種育種システムの開発を推進する。

動物ゲノムについては、ゲノム情報を活用した高品質育種技術の開発を促進する。



## 2 農業の構造改革の加速化

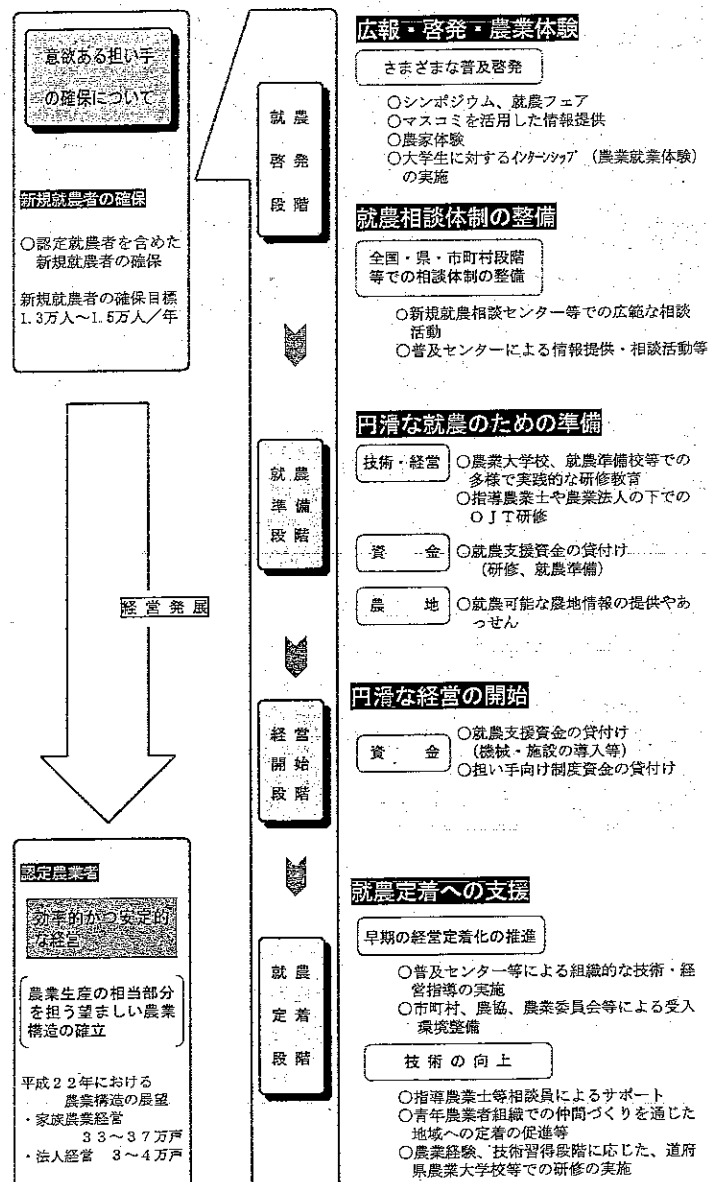
### (1) 農業経営の法人化等で拓く構造改革

#### ア 新規就農者への支援

##### (ア) 基本的考え方

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、農業の特性や農村の豊かな地域資源をビジネスチャンスとして活かそうとする意欲ある農業の担い手を広く農業内外から確保・育成することが重要である。このため、多様化する就農形態に対応しつつ、関係機関と連携の下、新規就農者の就農発展段階に応じ体系だった就農支援施策を講ずる。

#### 新しく農業を開始するための施策概要



## (イ) 具体的施策

### ① 就農に関する情報提供・相談活動の展開

職業としての農業への関心の高まりに対応するとともに、多様化する就農希望者のニーズに的確に対応した効率的な就農相談・情報発信を行うため、全国新規就農相談センターを中心としたIT活用情報ネットワークを活用するほか、農業等就職相談コーナーを設置している公共職業安定所との連携に加え、新規就農を希望する酪農ヘルパーの増加にかんがみ、(社)酪農ヘルパー全国協会とも連携し、以下の施策を講ずる。

- a 市町村農業委員会や全国農業会議所、全国及び都道府県新規就農相談センター等の農業関係団体の有する就農及び生活関連情報を集約し、就農希望者等に対する就農相談及び情報提供の充実を図る。
- b 大都市において、就農希望者を対象とした農業法人等の合同会社説明会や就農相談会を開催するほか、新規就農対策に積極的に取り組む市町村等の地域が開催する現地就農説明会等を支援する。
- c 大学生等に対して農業法人等における就業体験の支援活動を行い、円滑な就農・農業法人への就職を促進する。
- d 地域の指導農業士の下で、就農前の一定期間、農業・農村体験を実施し、地域への円滑な就農を促進する。

### ② 新規就農者の円滑な技術習得

基礎研修から現地定着まで、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修事業を体系的に実施する。

- a 「就農準備校」を運営する団体、都道府県、企業等で構成される協議会等の推進体制の下、民間団体による大都市圏及び地方拠点都市での就農準備校の設置への支援を引き続き行うとともに、都道府県による地方都市での設置に対する支援を行う。
- b 道府県農業大学校等の養成、研究及び研修の各部門において、農家子弟、Uターン者、法人就農希望者等多様な就農形態に対応した研修教育の実施とこれに必要な施設整備を行うとともに、指導職員の資質向上のための研究活動を推進する。
- c 市町村、農協等が就農希望者の現地定着を支援するために行う、生産現場段階の実践的な研修コースの開設・運営を支援する。
- d 先進経営体（農業法人、指導農業士等）の下で、農業経営や生産技術習得のための実践研修を実施する。
- e 地域ぐるみでの新規就農者の受入れを行う場合に必要な研修・宿泊施設の整備を行う。
- f 就農後の青年農業者組織が行う機材の改良等のプロジェクト研究を通じた自主的な研修活動を支援する。

### ③ 新規就農者が必要とする資金の融通

新規就農者の就農ルートの多様化に対応して、新規就農者が必要とする資金を適切に融通するため、農業信用保証保険制度を活用しつつ、無利子の就農支援資金制度をはじ

めとした各種資金制度の積極的な推進を図る。

- a 就農前の研修その他の就農準備に必要な資金の手当てを支援するため、就農相談活動等の支援業務を総合的に行う都道府県青年農業者等育成センターを通じ、無利子の就農支援資金（就農研修資金及び就農準備資金）の貸付けを行う。
- b 経営開始時の施設の設置、機械の購入等に必要な資金の手当てを支援するため、都道府県青年農業者等育成センター、農協、銀行等の多様な貸付主体を通じ、無利子の就農支援資金（就農施設等資金）の貸付けを行う。
- c 農協、銀行その他の金融機関が貸し付ける就農支援資金（就農施設等資金）について、農業信用保証保険制度を活用し、資金を借り受ける際の信用力の補完措置を講ずる。

#### ④ 新規就農者による円滑な経営継承

離農農家、規模縮小農家の経営基盤の継承先として、新規就農者が期待されることにかんがみ、農地の確保、施設・機械の整備、家畜の導入等、初年度投資が大きく多様な準備が必要な畜産を中心に、以下の経営継承の円滑化のための施策を講ずる。

- a リース機械・施設の整備に係る各種補助事業と農地保有合理化事業を活用したリース農場の設置を推進する。
- b 特に畜産については、多様な継承方式の一つとして、法人が持つ新規就農者の育成機能を活用し、農協等に加え、協業法人経営体が離農跡地の施設等を整備して元実習生等の新規就農者にリースする事業を推進する。
- c 新規就農者による経営継承を円滑に行うため、地域の離農・規模縮小等の動向を把握するための意向調査等を実施する。

#### ⑤ 新規就農者の経営定着の促進

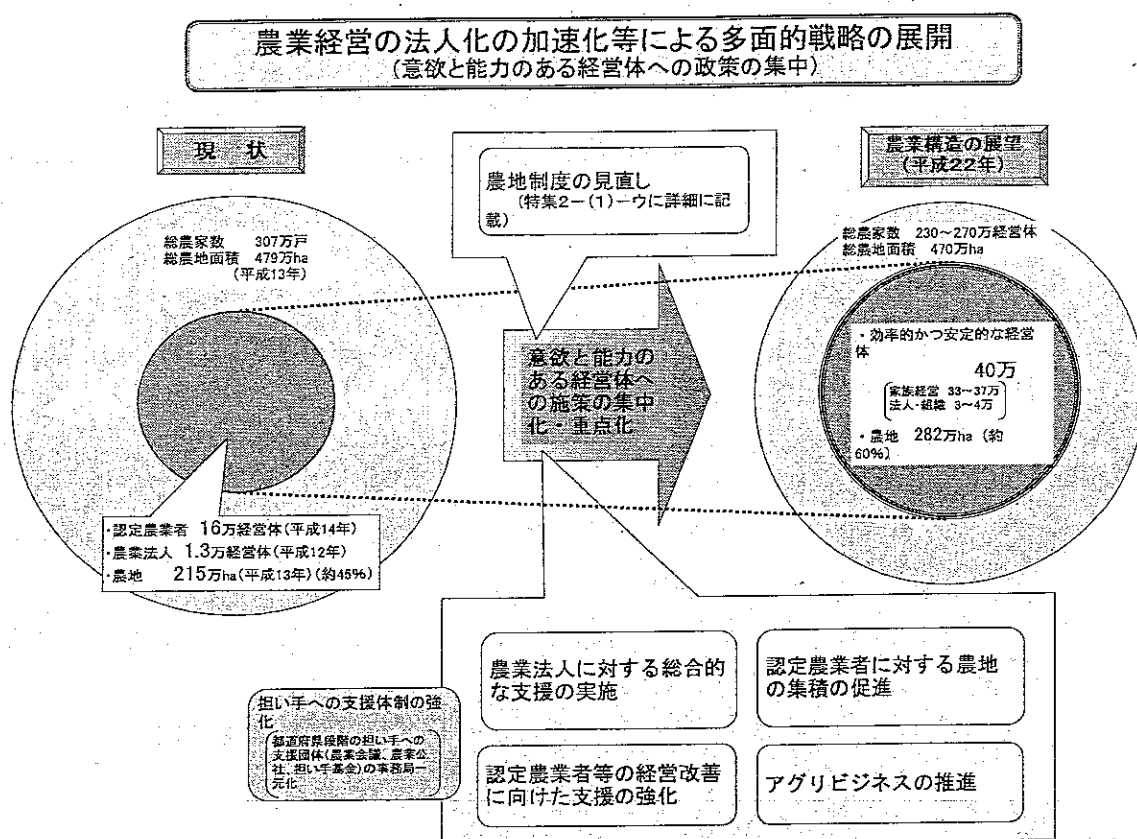
就農ルートの多様化に伴う多様な新規就農者の経営定着を図り、認定農業者等の農業経営の担い手へと発展させるために必要な普及指導活動のモデル化の推進を図る。

- a 多様な新規就農者の多種多様なニーズに的確に対応した指導を行うため、地域において新規就農者支援ネットワークの構築を図る。
- b 多様な新規就農者の多種多様なニーズに対応するための課題の抽出、経営定着に向けたカルテの作成等、改良普及員による普及指導活動の高度化を図る。
- c 新規就農者支援ネットワークを活用した受入体制の強化、地域へ新規就農者を受け入れる際の合意形成を促進する等、新規就農者が地域に参入しやすい受け入れ環境の整備を図る。
- d 指導農業士等による、より実践的なノウハウの指導活動に対する支援を行い、新規就農者が経営定着するまでのマンツーマンの指導体制の整備を図る。
- e 新規就農者が抱える生活面等の問題に対し、先輩就農者が実体験に基づいてアドバイスを実施する就農サポート体制を整備し、新規就農者の負担軽減を図る。

## イ 農業経営の法人化の加速化等による多面的戦略の展開

### (ア) 基本的考え方

望ましい農業構造の実現を図るため、農業経営の法人化と担い手への農地の利用集積を加速化するとともに、地域の実情に応じ、認定農業者や法人経営等の地域農業の担い手の経営の安定・発展に向けた多面的な取組等を推進する。



### (イ) 具体的施策

#### ① 水田農業における構造改革の加速化

平成14年12月に決定された「米政策改革大綱」を踏まえ、以下の施策を講じることにより、望ましい農業構造の実現に向けた取組を加速化する。

##### a 担い手の明確化

- i 「農業構造の展望」に沿って水田農業の構造改革を進める観点から、改めて、地域の水田営農の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、これを地域自らが作成する地域水田農業のビジョンの中で明示

し、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進する。

- ii このような取組を推進する中で、認定農業者制度について、地域において水田営農を中心に担っている農業者が認定されるよう、制度の運用の見直し・改善を行う。
- iii また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を育成すべき農業経営の一つとして位置付ける。

b 担い手経営安定対策の検討

((4)-(イ)-①参照)

c 農地の利用集積の加速化

- i 水田農業の構造改革のため、農地制度について更なる検証を行い、担い手及び地域のニーズを踏まえ、構造政策及び農地の確保の推進の観点から、制度面において農地の利用集積促進を図る措置と地区の方向付けに沿った適切な保全と利用を図る措置を強化する。
- ii また、水田整備に係る事業体系を見直し、整備率の向上を主目的とした整備から、農地利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へ転換する。

② 農業経営の法人化等に対する総合的な支援

農業経営の法人化を加速化し、法人経営の発展に向けた法人の主体的な取組等を支援するため、以下の施策を講ずる。

- a 法人化のメリットが享受できると考えられる農家等に対する法人化の普及・啓発、相談・指導、情報提供の実施
- b 認定農業者の経営の法人化、集落営農の法人化等地域の実情に応じた多様な農業経営の法人化に当たっての濃密指導・設立支援の実施
- c 農業法人が自ら行う商品企画等のマーケティング力向上等に向けた取組や農業法人の経営者の養成確保を図るための研修に対する支援の実施

③ 認定農業者等の経営改善に向けた支援の強化

認定農業者等の経営改善に向け、経営改善支援センターを中心とした関係機関・団体の連携による経営相談及び経営管理能力向上のための研修等の実施、経営改善に必要な機械・施設整備をリース方式で行う場合の支援等を引き続き実施する。

上記の活動に加え、認定農業者等の経営の発展に向けた個性と工夫に満ちた地域の主体的な取組みを支援するため、支援体制の一元化を促進するとともに、商品開発、販売戦略など経営の多角化に向けたノウハウの提供等を行う食のシンクタンク活動を実施する。

④ 地域の実情に応じた地域農業構造改革計画の策定

地域において育成すべき担い手の明確化と経営展開の方向等を内容とする「地域農業構造改革計画」を策定するとともに、集落営農等のリーダー育成のための研修会や集落営農の管理・運営等に精通した専門家による相談活動等を実施する。

⑤ 経営構造対策の推進

アグリビジネス（創造的高付加価値農業）の一層の推進を図るため、企業的な経営戦略及び付加価値の高い農業経営の展開等を支援する「経営アグリビジネススクール」の開催や、地域農業者の合意形成に基づき、農業生産を核として加工・流通・販売等への取組みに必要な施設整備等への支援を行う。

また、平成15年度から、経営の零細な農家が多くを占める地域において、当該地域のニーズに即したきめ細かい施設整備を通じた担い手育成の支援を行うため、事業実施期間を2年間に延長する。

⑥ アグリ・チャレンジャーの支援

農業法人等の経営体が創意工夫を生かして、新たに加工・流通等のアグリビジネス（創造的高付加価値農業）に積極的に取り組む場合に必要な施設整備等を支援するとともに、平成15年度から、海外先進地における消費者及び食品企業等から農業法人への出資等の状況についての調査・研究事業を新たに実施する。

⑦ 地域農産物の販路開拓及び地域農産物の高付加価値化等の推進

地域農産物の販路開拓に必要な生産・実需サイド双方向の情報提供及び連携等に対するアドバイザー支援を実施するとともに、実需サイドのニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制を整備する。

⑧ 担い手への農地の利用集積の推進

認定農業者から利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合に、農業委員会が利用調整活動を行うとともに、認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、農用地利用改善団体の効率的な農地利用活動等に対して促進費を交付し、認定農業者への農地の利用集積を加速化する。

⑨ 認定農業者等意欲ある担い手に対する制度資金の融通

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業経営改善促進資金等の円滑な融通、債務保証の着実な活用を図る。

また、現在は負債を抱えつつも、農業経営の改善を積極的に進めようとする農業者に対して、既往借入金の償還負担の軽減が図られるよう、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金等の円滑な融通を図る。

⑩ 農業災害補償制度の見直し

農業経営における経営マインドの醸成等に資する観点から、農業者ごとの補償の選択の幅が広がるような補償の在り方のほか、農業生産・農産物流通の実態を反映したメニューの導入等について検討する。

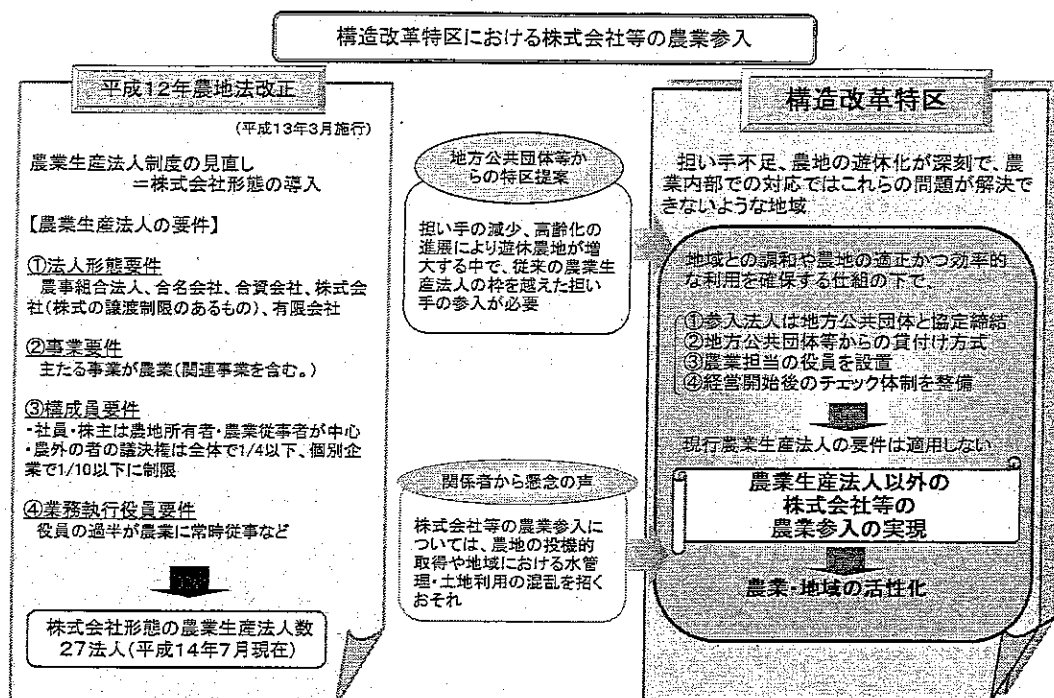
## ウ 農地制度の見直し

### (ア) 基本的考え方

構造改革特別区域法において、株式会社など農業生産法人以外の法人の農業参入を可能

とするための特例措置が設けられたところであり、地域の特性に応じた地域農業の活性化等が図られるよう、その積極的な活用を図る。

また、農業の構造改革を加速し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営の法人化及び農地の利用集積の一層の促進等の観点から、農地制度の見直しを行う。



## (イ) 具体的施策

### ・農業経営基盤強化促進法の一部改正

望ましい農業構造の実現のため、農業経営の法人化及び認定農業者に対する農用地の利用の集積を一層促進し、農業の構造改革を推進・加速させるため、

- ① 集落営農組織の担い手としての育成
- ② 遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置
- ③ 農業生産法人による多様な経営展開

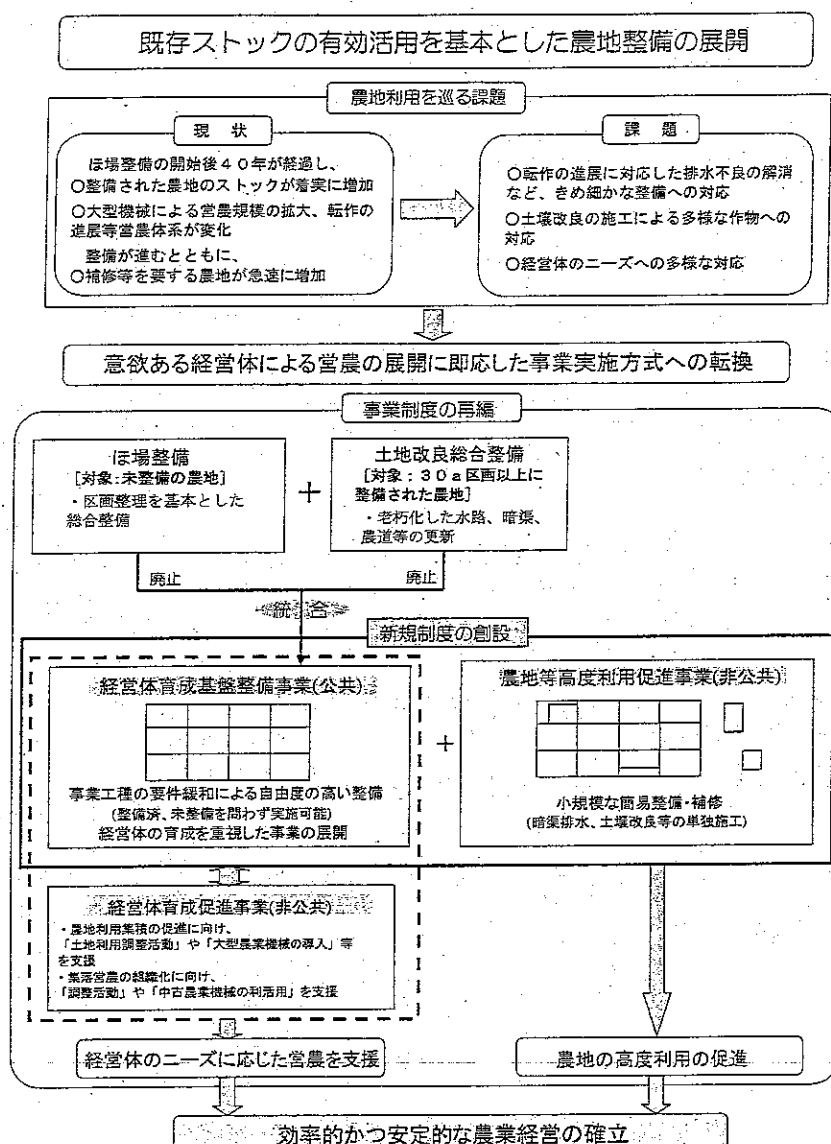
等の措置を講ずる。

## エ 農地の有効活用と経営体の育成に向けた生産基盤整備の新たな展開

### (ア) 基本的考え方

既に整備された農地の高度利用に向けた機動的な整備に重点化するとともに、基盤整備

を契機とした経営体の育成を推進する。



#### (イ) 具体的施策

- ① 地域農業の目指す展開方向を踏まえ、意欲ある経営体を中心とした営農体系へ転換を図るため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤の整備を経営体の育成を図りつつ、地域の農業のニーズに応じて柔軟かつ弾力的に実施する。
- ② 基盤整備を契機とした担い手への農地利用集積、認定農業者等の育成を図るソフト事業を農業生産基盤の整備と一体的に実施する。
- ③ 地域農業の維持・振興を図り、既に整備された農地の高度利用を促進する観点から、

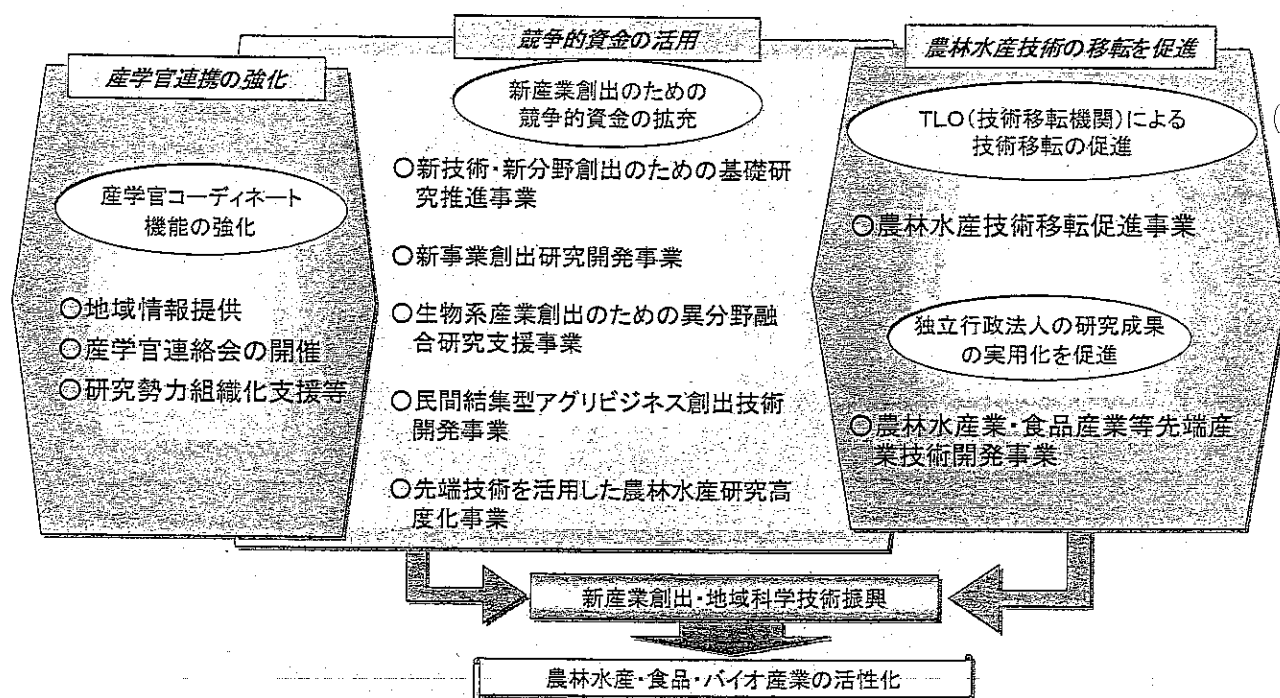
暗渠排水、土壌改良等多様な作物生産に応じたきめ細かな生産基盤整備を機動的に実施する。

- ④ 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展を図るため、担い手への草地集積を図りつつ、草地・農業用施設等の整備を一体的に実施する。

## オ 先端的農業経営を支える研究開発の高度化

### (ア) 基本的考え方

産学官連携による生産現場に密着した研究開発のための競争的資金等を活用し、革新的技術の開発とその普及を促進し、先端的な農業経営を支援する。



### (イ) 具体的施策

- ① 地域の農林水産業・食品産業等の活性化を図るため、地域の研究開発に係る企画から実施までのシステムを改革し、新たに生産者自らの参加による現場のアイデアを活用した研究開発、食品企業等の参画の下に行う地域の特色を生かした農林水産物の生産、加工技術の開発等を競争的資金により推進する。
- ② 基礎的独創的な研究を通じて農林水産業・食品産業の生産性の向上、地球規模の諸課題の解決等に資するため、引き続き競争的資金による研究を実施する。また、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発や地域資源を活用した研究開発を推進する事業を創設する。

- ③ 農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネス（創造的高付加価値農業）の活性化を図るため、民間企業が、大学・独立行政法人等のポテンシャルを活用して取り組む研究開発を推進する。
- ④ 独立行政法人の所有する特許権等の利活用を促進するため、TLO（技術移転機関）を新たに整備し、技術移転の強化を図る事業を創設する。
- ⑤ 独立行政法人の研究成果の実用化を促進するため、民間の研究開発能力を活用した実用技術の開発を推進する。

## (2) 農協系統組織の改革

### (ア) 基本的考え方

農協改革については、農林水産省が農林水産政策の抜本的な改革を進める上での設計図として公表した「食」と「農」の再生プラン（4月11日農林水産省公表）において、農協系統による農協改革について食と農の再生に向けた政策の一環として農林水産省としても支援していくことを表明した。

加えて、特に改革の進展が遅れている営農・経済事業を中心とした農協改革を促進していくために、「農協のあり方についての研究会」（平成14年9月27日）を設置し、農業者のみならず、消費者、経済界等国民各層の参画を得て、●度渡る議論を経て、検討内容を取りまとめ、改革の方向を示したところである（平成15年●月●日●報告）。

### p(イ) 具体的施策

- ① 「農協のあり方についての研究会」の取りまとめ結果を踏まえ、改革を促進する。
- ② この他、引き続き以下の施策を実施する。
  - a 統合により大幅に拡大した全農本体（統合連合）の事業・組織の効率化、スリム化、子会社の大幅な整理統合等事業・組織組織の再構築に向けた指導を徹底する。
  - b 農産物のトレーサビリティの確保など消費者にとって安心・安全な農産物の販売、消費者ニーズに即応した農協のマーケティング機能の強化等を促進する。
  - c 農協の総合的な経営能力を判断するための自己評価基準を作成し、実践することにより、自主的な農協改革を促進する。

## (3) 米政策の大転換

### (ア) 基本的考え方

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増嵩、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況に立ち至っている。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った

縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点に立って、次のとおり、水田農業政策・米政策の大転換を図る。

## 10の改革要点

### 改革目標の明確化

1 「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年度までには実現

食生活の変化の中で、外食、中食需要に<sup>かしく</sup>応えられておらず、需要量が減少



多様な需要に応じて、消費者が求める供給体制を構築

担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱



プロ経営者の成長・拡大を支援し、21世紀の食料安定供給体制を構築

2 平成20年度からは農業者・農業者団体が主役となる需給調整を国と連携して構築  
(18年度に移行への条件整備等の状況を検証)

国が県・市町村を通じて減反面積を配分することによって農業者には強制感



自主的・主体的調整体制に転換し、農業経営者の創意工夫を活かす

### 生産者の需給調整への主体的関与

3 消費者ニーズ・市場動向を基にした調整方式への転換

減反面積を配分していることから、面積を達成しても実効性があがらず米が余り、価格の低下が防げない  
有機、直播などに取り組みにくい



生産数量を調整する方式により、実効性を確実に！  
豊作による過剰米について短期融資の仕組みを活用し主体的な販売環境整備を実施  
消費者の安全志向・価格志向に応えた生産を促進

4 地域の発想で水田農業の構造改革を進める助成体系の構築

地域の特性に関わりなく、全国一律でばらまきの批判がある助成体系



地方分権の新たな発想の下に、地域自らが考えて行動する構造改革の取組に応えられる助成の方式へ  
消費者が求める多様な農産物を、プロ経営者が中心となって効率的に生産供給する産地づくりを推進

### 消費者と生産者の双方に求められる流通体制の構築

5 流通規制の緩和

規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられない状況



消費者ニーズに応えた産地指定や直結取引などの促進と公正・中立な市場づくりによる複線・多様で安定的な供給体制の確保

6 消費者の安全・安心と表示の信頼性の確保

消費者の食品表示に関する不信感の増大



生産者名、生産地等を容易に確認できる手法や新たな精米規格を導入し、消費者の表示に対する信頼を回復

7 危機管理体制の整備

計画流通米(流通量の7割弱)を掌握することによる危機管理



米が足りない緊急時にも安定供給が図られる体制の整備

### 生産者の経営の安定

8 担い手の経営安定

価格の変動は、大規模な経営等担い手の経営に大きな打撃



プロ経営者が安心して積極的に挑戦できるようにセーフティネットを措置

9 担い手の育成

主業農家のシェア 水田の4割



平成22年にプロ経営者のシェア 水田の6割

### 水田の多面的機能の発揮

10 多面的機能の発揮・自給率の向上

近年の米消費の減少傾向が続くと28万haが不作付田



自然環境の保全などの多面的機能の発揮、自給率の向上のために水田の利活用の推進

## (イ) 具体的施策

### ① 目的

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

② 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- a できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成 22 年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- b 需給調整システムについて、平成 20 年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成 18 年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- c 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- d 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

③ 平成 16 年度からの当面の需給調整のあり方

- a 国は、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- b 生産数量を調整する方式へ転換する。生産数量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、e の過剰米短期融資制度による過剰処理分を補正する。  
生産数量の目標は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。
- c 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- d 助成措置については、地域の多様な取組に応えられる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策と米価下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設する。
- e 豊作による過剰米については、「過剰米短期融資制度」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

④ 流通制度改革

- a 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- b 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。
- c 消費者の信頼性の回復の観点に立って、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステムの導入等を実施する。
- d 消費者の安全性に関する関心に適切に応えていくため、安全性確認体制の確立を図る。このため、農業者団体等が行う全国的規模での効率的検査体制の整備を推進するとともに、安全性確保策の強化について引き続き検討する。

- e 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。
- f 安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者について、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。
- g 政府備蓄について、100万トンを通正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを実施する。

#### ⑤ 経営政策・構造政策の構築

- a 集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する。このため、認定農業者制度の見直し・改善を行う。また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を担い手として位置付ける。
- b 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講ずる。
- c 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。また、水田整備の事業体系を利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

#### ⑥ 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

- a 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。
- b 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

#### ⑦ その他

関連施策（産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度及び担い手経営安定対策）の具体的内容については、平成 16 年度予算の概算要求の決定時までには、各関連施策間の総合性・整合性をとりながら、農林水産予算全体の適切かつ効果的な編成の観点に立って決定する。

15 年度を米政策改革の準備期間とし、改革の趣旨・内容を周知・徹底し、地域で議論・目標設定をするとともに、以上の施策（②～⑦）のうち、次の施策を行うこととする。

- ・ 米の生産及び流通をめぐる情勢の変化にかんがみ、米穀の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、適正かつ円滑な流通を確保する観点から、生産調整に関する規定を見直すとともに、流通規制の緩和等の措置を講ずるため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」を一部改正する。
- ・ 公正・中立な第三者機関的な組織を設置し、その助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。  
また、同組織の助言を得て、国及び農業者団体は平成 16 年産の生産目標数量を策定する。
- ・ 集荷・流通分野の改革（④）は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

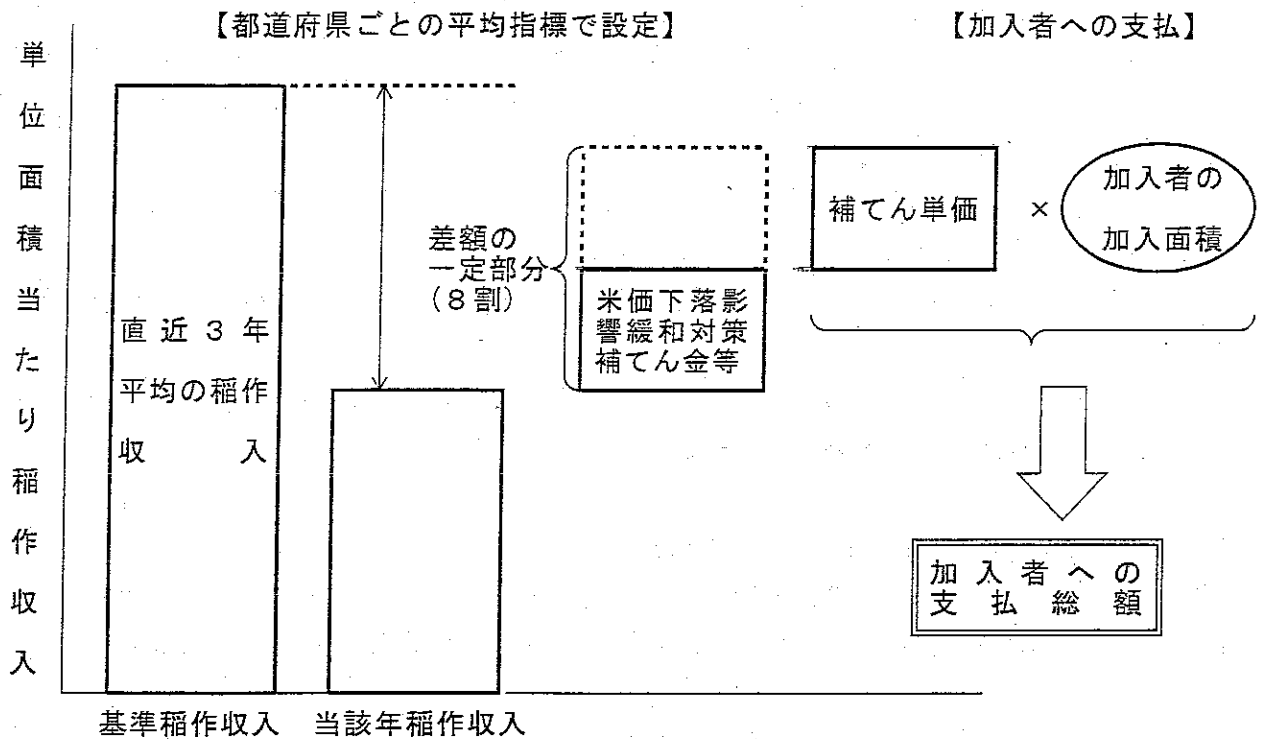
#### （4）構造改革に伴う担い手経営安定対策

構造改革が特に急がれる水田農業において、「米政策改革大綱」に基づき、平成 16 年度から、

- a 米価下落による稲作収入の減少の影響を大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、
- b すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乗せし、
- c 稲作収入の安定を図る対策として、

「担い手経営安定対策」を講じることとし、関連施策間の総合性・整合性をとりながら、その具体的仕組み等を決定する。

○ 担い手経営安定対策の仕組み



(5) 農山漁村の新たな土地利用の枠組み構築

(ア) 基本的考え方

住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村の取組みを促進する観点から、農山漁村の新たな土地利用の枠組みを構築する。

(イ) 具体的施策

① 新たな土地利用の枠組み構築へ向けた関係制度の見直し

市町村が条例等で定めるところにより策定する計画により、i) 農業上の利用を確保する農地、ii) 農業上の利用以外の利用の用に供する農地、の区域を設定した場合において、i) の区域のうち耕作放棄地等が多い区域について、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和すること等の措置を講じるため、関係制度について所要の見直しを行う。

② 新たな土地利用の枠組みの普及

体制の整った市町村から、すみやかに新たな土地利用の枠組みへ移行できるよう、制度の内容についての普及を行う。

### 3 都市と農山漁村の共生・対流の推進

#### (1) 都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現

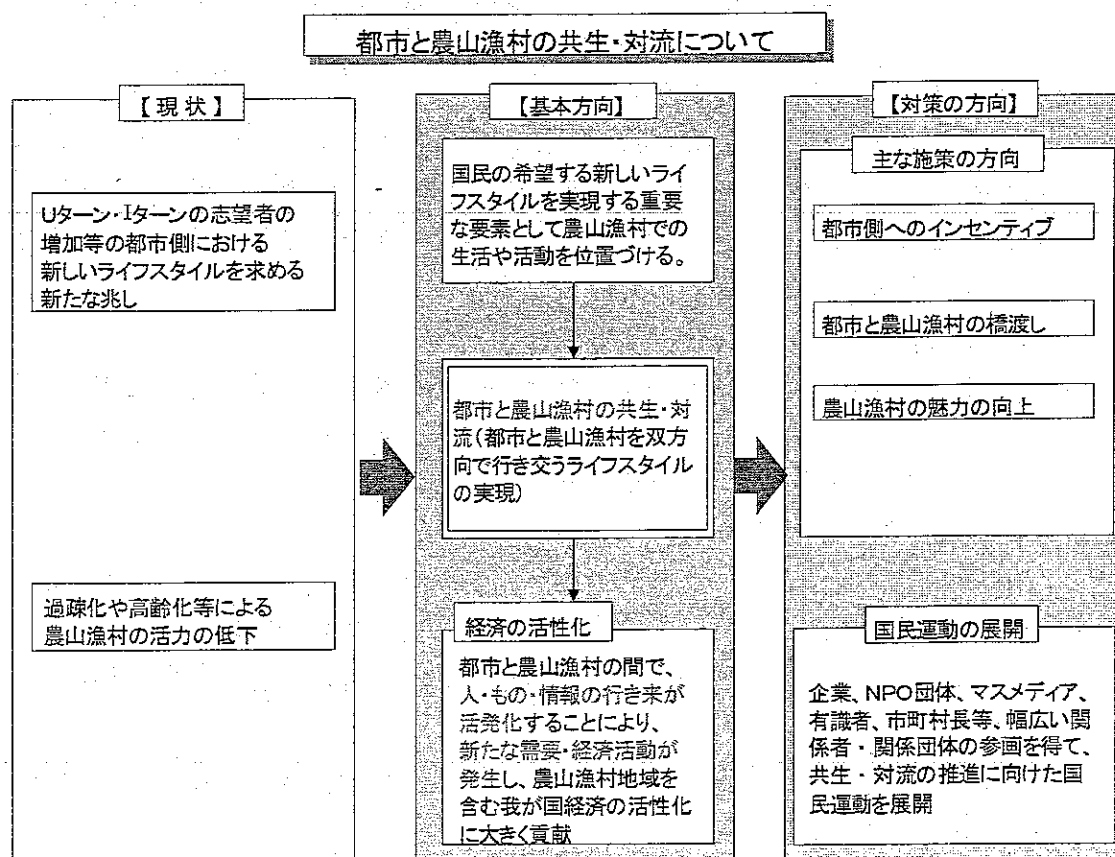
##### (ア) 基本的考え方

農山漁村は、食料を安定的に供給するだけでなく、国土保全・水資源かん養等の多面的機能の発揮、さらには国民へのやすらぎの提供等を行うものとして非常に重要である。

しかしながら、近年、農山漁村では過疎化、高齢化が進んでおり、また、生活環境基盤の整備や情報基盤等の整備の遅れ、地域産業の経営の厳しさなどが相まって、その活力が低下しつつある。その一方で、農山漁村の持つ美しい景観、ゆとりある生活等は都市住民からも高く評価され、社会の成熟化に伴い価値観が多様化し、都市においてはゆとりややすらぎを求め農山漁村にUターン・Iターンを希望する都市住民の増加やグリーン・ツーリズムに対する願望・ニーズの高まり等の新たな兆しが出てきている。

このような状況の中で、都市住民にはゆとりややすらぎが得られ、農山漁村の住民には都市の持つ魅力が享受できるよう、都市と農山漁村のコミュニケーションを促進し、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、国民運動として民間の取り組みの拡大を図り、都市と農山漁村の共生・対流を推進することが重要である。

このため、子ども、熟年世代や高齢者を含め多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを提案し、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援（都市側へのインセンティブ）、都市と農山漁村の橋渡し及び受け皿としての農山漁村の魅力の向上のための対策を関係府省と連携しつつ総合的に推進する。



(イ) 具体的施策

① 都市側へのインセンティブ及び都市と農山漁村の橋渡し

a 都市農業

地域住民も参加した都市農業のビジョンに即した住民による農業ボランティア活動の支援や、都市部における農業者と住民との交流・ふれあいの場の整備等を推進する。

b 情報

i 都市部における農山漁村情報の提供等の推進

都市部での農山漁村情報提供の充実強化を図るとともに、都市側と受入側とのマッチングを推進する。

ii 体験活動等の推進体制の整備

地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動を促進するためのモデル事業を実施する。

c 教育

i 小・中・高等学校等における体験活動の推進

各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を推進するため、「地域間交流推進校」を設ける。

ii 青少年の長期自然体験活動の推進

青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家などで、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた農林漁業体験活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成する。

iii 子どもたちの体験型環境学習の推進

子どもたちの豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが継続的な体験活動を自ら企画して行うモデル事業の実施を通して体験型環境学習を推進する。

d NPO、ボランティア等

i NPO等による地域づくり等への参画の促進

田園地域における地域住民、NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動の支援やNPO等のネットワーク化等を推進するとともに、都市と農山漁村の高齢者がともに行う地域づくり活動を促進する。

ii 地球温暖化防止のためのボランティア団体、企業、青少年等による森林づくり等の促進

住宅や公共施設等への地域材利用の促進や低コストで安定的に木材を供給しうる体制の整備等を実施するとともに、森林ボランティア活動を核とした多様な主体の参画による地域ネットワークの構築の促進等による緑化運動の推進、里山林や都市近郊林における市民の森林・林業体験活動の場の整備やNPOなど市民の参画を得た森林整備に対する支援等を通じ森林づくりへの国民参加を推進する。

e グリーン・ツーリズム

i グリーン・ツーリズムの新たなスタイルの提案・普及、情報提供、都市側と受入側のマッチング、人材育成、受け入れ体制づくり等の総合的推進

共生・対流に向けた国民運動の一環として、グリーン・ツーリズムの新たなスタイルを提案・普及するとともに、農山漁村情報の提供の充実・強化、都市側と受入側とのマッチングの推進、グリーン・ツーリズムの起業家の支援等人材の育成・確保、地域ぐるみで行う受け入れ体制や交流空間の整備等を総合的に推進する。

ii NPO、企業等による市民農園の開設を可能とする特区、農家民宿に係る諸規制の緩和等によるグリーン・ツーリズムの推進

構造改革特別区域法において、NPO、企業等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置が講じられたこと、及び、農家民宿に係る諸規制について、特区における消防用設備等に係る消防令の規定に対する柔軟な対応のほか、全国的な規制緩和として、農林漁家が農林漁業体験民宿業を行う場合の簡易宿泊所の面積要件の撤廃等が措置されたことを踏まえ、今後、こうした規制緩和措置の活用により、多様な形態での「農」への関わりを求める都市住民のニーズに対応しつつ、グリーン・ツーリズムの推進を図る。

② 農山漁村の魅力の向上

a 既存ストック活用

i 廃校等既存ストックの活用を含む交流拠点等の整備

農山村地域のニーズに即した生産基盤、生活基盤等の整備を総合的に実施する中で、茅葺き農家や廃校、谷津田等の多様な地域の既存ストックを活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間等の整備を推進する。

ii 森林、海辺を活用した癒し・健康づくりの場の整備、体制づくり、人材育成等の推進

里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりのための協力体制の整備や利用活動に対する支援等を行うとともに、漁村体験学習施設、海洋深層水体験施設、漁村滞在施設等の整備や漁村における指導者の育成、都市と漁村の交流活動等を支援する。

iii 農地や森林、海辺等を活用した体験学習・体験活動の場の整備、体制づくり、人材育成等の推進

(i) 里地や棚田等の保全を図るための条件整備や、都市住民とも連携した保全活動を実施するとともに、森林・林業体験活動の支援体制の整備、学校林の整備・活

用や山村地域滞在型の森林・林業体験交流活動等の実施による森林環境教育活動の推進、漁村における体験学習施設の整備や指導者の育成等の支援を実施する。

- (i) 子どもたちが農業・農村に親しみをを感じる機会を充実するため、農作物の栽培や家畜の世話などを行う農業体験学習の全国的な展開を図るための推進体制を整備し、シンポジウムの開催等普及・啓発活動を行うとともに、農林水産省と文部科学省との連携の下で、全国に設定したモデル地区において、各都道府県教育委員会が選定した推進校等が実施する農業体験学習の受け入れ等を行う。また、体験学習に関する情報を Web サイトで提供する。さらに、都道府県や市町村等における、農業・農村理解のための副読本の作成、教職員に対する研修、体験指導者の養成、地域における用水路やため池等身近な水辺環境を活用した水生動植物観察など水辺環境学習に必要な施設の整備や修学旅行等を通じた農業・農村体験等を推進する。

iv 海辺・水辺・漁村等のふれあいの場としての整備等の促進

伝統的な農業水利施設の保全や親水、景観・生態系保全等のための施設を整備するとともに、「あぜ道とせせらぎ」づくりを推進する。また、漁港における漁船と遊漁船等を分離収容する施設の整備による漁港の活用促進、漁港の高度利用を図るための放置艇収容施設やトイレ、駐車場等漁港の美化、利用促進施設等の整備及び漁港の環境向上に必要な施設の整備を実施する。

v 環境・景観・伝統文化の維持保全活動等の展開

農村の豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、魅力ある田園空間の整備により都市と農山漁村の共生・対流を促進するための環境整備等を推進する。

vi 地域における伝統文化の保存・活用事業の支援、子どもたちが伝統文化を体験する機会の提供

地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援する。

また、次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、伝統音楽、郷土芸能などを計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する事業などを行う。

b 地域（まち）づくり

i 開かれた新しいコミュニティづくりと情報基盤等の共通社会基盤の整備  
（「むらづくり維新プロジェクト」の推進）

都市と農山漁村が共生・対流する社会の実現のため、市町村のイニシアティブの下、地域住民の参画を得て作成した地域全体の振興計画に沿って、関係府省連携の下推進している農村振興基本計画の活用等を通じ、都市と農山漁村の間で絶えず「人・もの・情報」が循環しうる共通社会基盤の整備及び集落機能を適切に発揮するための現在の集落を越えた新たなコミュニティづくりを進める「むらづくり維新プロ-

ジェクト」を推進する。

(i) 地域全体の振興計画

市町村のイニシアティブの下、地域住民の参加により、生活圏に着目した新たな自立的コミュニティの形成方向、集落再編や広域的連携も視野に入れた地域全体の将来像、及び地域住民のみならず都市住民が地域で暮らす又は過ごすためにも必要な田園住宅用地、コミュニティ施設、情報基盤等の共通社会基盤の整備の推進を位置づけた地域のマスタープランを作成する。

(ii) 事業の実施

地域全体の振興計画に基づき、次の施策を計画的に推進する。

・ むらづくり基盤整備事業（コア事業）

農山漁村の地域振興の目標を実現するため、地域のニーズに応じて、田園住宅・公園用地、コミュニティ施設、集落道、集落農園、情報基盤、地域資源利活用施設、研修施設等の整備を選択的かつ総合的に推進する。

・ ソフト事業

むらづくり維新を計画的かつ円滑に推進していくため、地域での検討会への参加や自主的な活動を行う組織の設立、住民活動の指導者の育成等への支援を実施する。

・ 関連事業

むらづくり基盤整備事業の実施に併せて、農道、林道整備、生産団地整備などの生産基盤の整備、集落排水等の生活環境の整備及び都市と農山漁村の交流促進等の事業を一体的かつ総合的に実施する。

(iii) 地域全体の振興計画に対する支援

地域全体の振興計画としての要件に合致する農村振興基本計画等について市町村等における策定を支援する。

ii 農山村に定住等を希望する都市住民の受入れ体制の整備等の推進

集落間の連携強化による定住促進に向けた魅力ある地域づくり活動や森林資源等を活かした新たな産業の育成による雇用の創出に対する支援をモデル的に実施する。

c 地域活性化

農村地域における工業等の導入促進に必要な産官学連携強化等の推進、中山間地域振興基金の造成とその活用による地域活性化を支援する。

③ 国民運動（関係7省連携して推進）

都市と農山漁村の共生・対流を進めている優良事例の表彰等を通じて、都市サイドとも協調・連携した共生・対流の国民運動を推進する。

④ 関係省連携による総合的な施策の展開

都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係省が連携して総合的な施策を講ずることとしている。

# 都市と農山漁村の共生・対流関連施策(平成15年度予算等関連)

## 都市側へのインセンティブ

### ★住宅

- 税制改革により、資産の流動化を図り、住宅の取得を促進 (農林水産省、国土交通省)

### ★教育

- 学校教育・社会教育における、都市部と農山漁村等の異なる環境での体験活動等の推進 (文部科学省)

### ★ゆとり・余暇・休暇

- ワークシェアリングの推進や長期休暇等の普及促進を通じたゆとりある働き方の促進 (厚生労働省)
- 連続休暇取得促進のための環境整備 (国土交通省)

### ★情報

- 都市部における農山漁村情報の提供等の推進 (農林水産省)
- 自然とのふれあい情報の提供 (環境省)
- 体験活動等の推進体制の整備 (文部科学省)

### ★普及・啓発

- 新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及 (農林水産省)

### ★都市農業

- 都市部における農業ボランティア活動の支援や交流・ふれあいの場の整備等 (農林水産省)

## 都市と農山漁村の橋渡し

### ★NPO、ボランティア等

- NPO等による地域づくり等への参画の促進 (農林水産省)
- 地球温暖化防止のためのボランティア団体、企業、青少年等による森林づくりの促進 (農林水産省)
- NPOの活動の活性化を推進する地方公共団体の施策に地方財政措置 (総務省)

### ★地域連携

- 都市と地方の交流・連携による地域づくりの推進 (国土交通省)

### ★グリーンツーリズム

- 新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及、情報提供、都市側と受入れ体制づくり等の総合的推進 (農林水産省)
- NPO、企業等による市民農園の開設を可能とする特区、農家民宿に係る諸規制の緩和等によるグリーン・ツーリズムの推進 (農林水産省等)

## 農山漁村の魅力の向上

### ★既存ストック活用

- 廃校等既存ストックの活用を含む交流拠点等の整備 (農林水産省)
- 森林、海辺を活用した癒し・健康づくりの場の整備、体制づくり、人材育成等の推進 (農林水産省、厚生労働省)
- 農地や森林、海辺等を活用した体験学習・体験活動の場の整備、体制づくり、人材育成等の推進 (農林水産省)
- 海辺・水辺・漁港等のふれあいの場としての整備等の促進 (農林水産省、国土交通省)
- 環境・景観・伝統文化の維持保全活動等の展開 (農林水産省)
- 地域における伝統文化の保存・活用事業の支援、子どもたちが伝統文化を体験する機会の提供 (文部科学省)
- 道を活用した連携活動の推進 (国土交通省)
- 国立公園などの豊かな自然の保護 (環境省)
- 自然とのふれあいの場の整備、ふれあい活動の推進 (環境省)
- 国立公園等の維持管理を果たす「グリーンワーカー」制度の充実 (環境省)
- 関係機関と連携した失われた自然の再生 (環境省)

### ★地域(まち)づくり

- 開かれた新しいコミュニティづくりと情報基盤等の共通社会基盤の整備 (農林水産省)
- 農山村に定住等を希望する都市住民の受入れ体制の整備等の推進 (農林水産省)
- 豊かな居住空間づくりの促進 (国土交通省)
- 健全な水循環に資する浄化槽の整備の強化 (環境省)
- 住民が主体となって行う地域づくりを支援する市町村に地方財政措置 (総務省)

### ★地域活性化

- 伝統的工芸品とのふれあいの強化 (経済産業省)
- 女性、高齢者等による市民活動支援 (経済産業省)
- 地域産業の活性化 (経済産業省)
- 多様な地域資源の活用や産学官連携による就業機会の確保 (農林水産省、厚生労働省)
- 観光交流を通じた地域の活性化 (国土交通省)
- バス運行対策 (国土交通省)
- 農山漁村活性化に資する地方公共団体の施策に地方財政措置 (総務省)

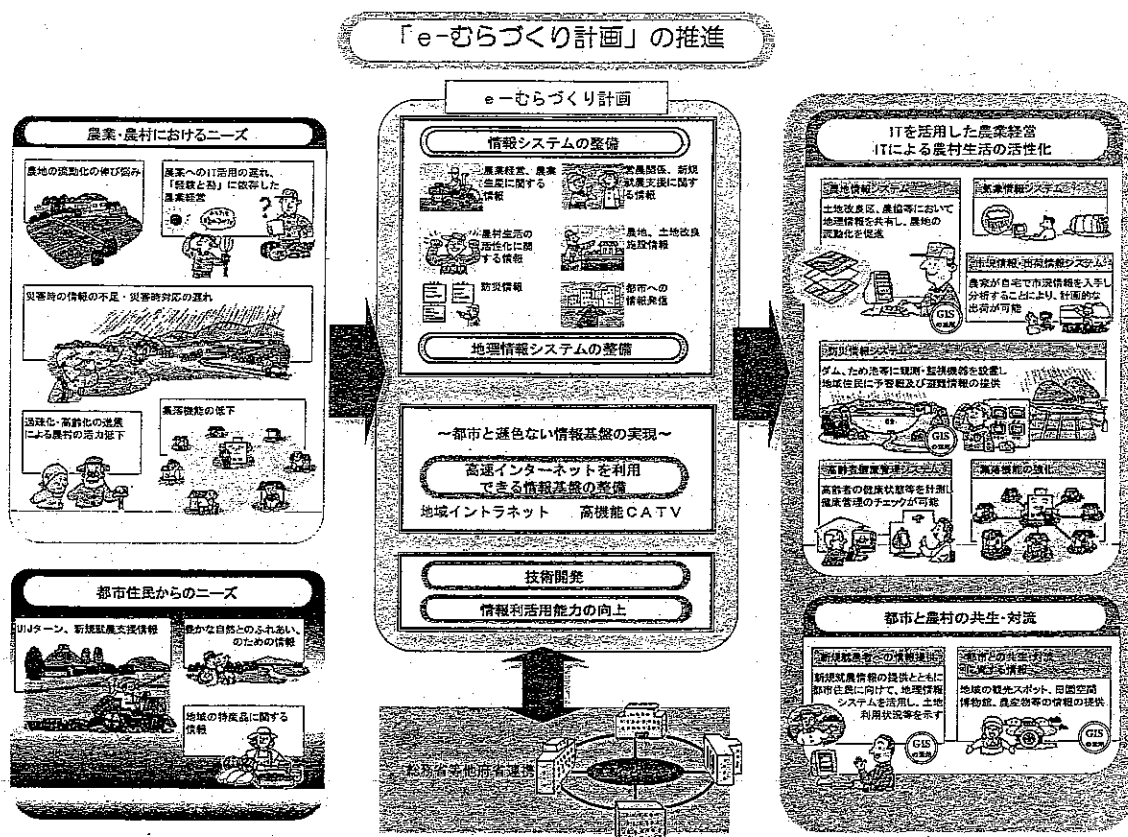
## ★国民運動(関係7省連携して推進)

- 都市と農山漁村の共生・対流を進めている優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開 (農林水産省)

## (2) 「e-むらづくり計画」の推進

### (ア) 基本的考え方

ITを活用した効率的な農業経営等の展開、農山漁村の振興及び都市と農山漁村の共生・対流を図るため、情報通信基盤や利活用システムの整備及び情報利活用能力の向上等を一体的に推進する。



### (イ) 具体的施策

#### ① ITを活用した農業経営

##### a ITを駆使した次世代農業の推進

ITを活用した効率的な企業的経営の展開等を推進するため、地域情報化の中核となる高度情報化拠点施設やITを活用した温室等の遠隔環境制御・監視システム等の整備を推進する。

6 農業者等のIT活用能力の向上

改良普及員や農業関係者等のIT指導人材としての育成、農業者等のIT活用レベルに応じた知識・技能の習得への支援等を通じた農業者等の情報利活用能力の向上及び地域農業改良普及センターの電子化の推進等による農業経営に有用なデジタル・コンテンツ等の充実を一体的に推進する。

② 地域のニーズに応じた情報通信基盤の整備等

農山漁村において、地域のニーズに応じて、効率的な農業経営等、農山漁村の活性化、農村集落機能の再編・強化及び市町村合併後の新たなむらづくり支援等に資するために、地方公共団体、農業関係機関、公共施設、各農家等をネットワーク化する高度情報基盤の整備を行う。

(3) バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

～地球にやさしい生物エネルギー・資源の有効活用～

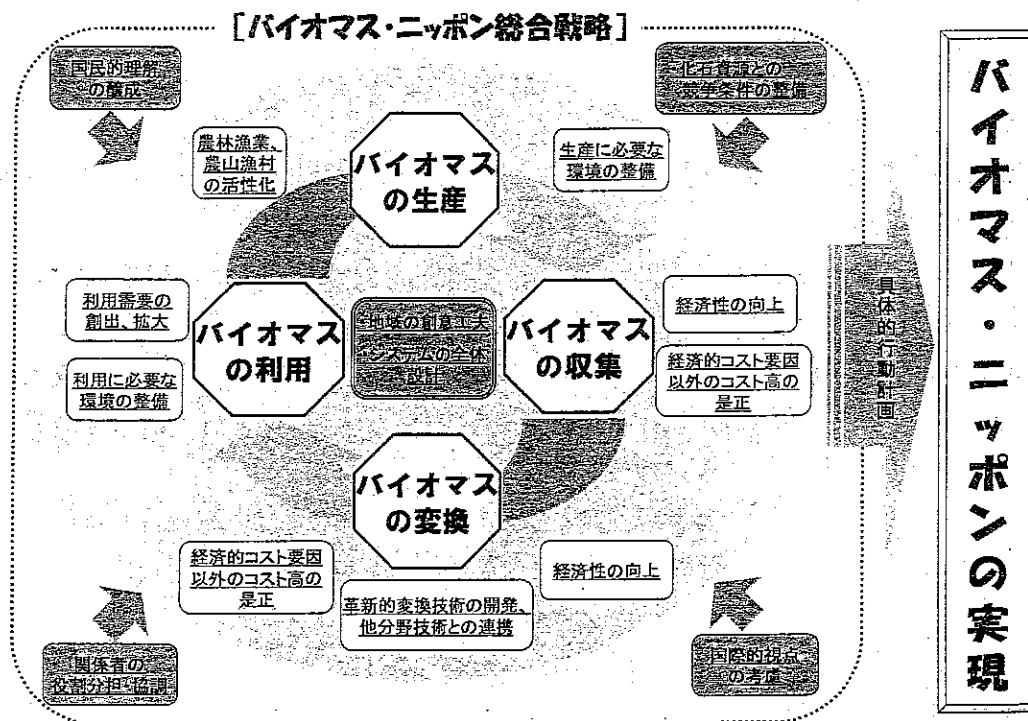
化石資源由来のエネルギーや製品を、カーボンニュートラルという特性を持つバイオマス(生物資源の量を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの)で代替し、CO<sub>2</sub>の発生を抑制し、地球温暖化の防止に取り組むとともに、バイオマスの総合的な利活用を通じ限りある資源を有効活用する循環型社会への移行を加速化していくことが必要となっている。

また、バイオマス活用の革新的な技術開発、ノウハウの蓄積等により、バイオマス関連産業を我が国の戦略的産業として育成し、産業競争力を再構築することが必要である。

さらに、我が国はバイオマスが豊富で、その多くは農山漁村に存在していることから、その利活用は、農林漁業にエネルギーや工業製品の供給という可能性を与え、その新たな発展の鍵となり得るものである。

これらの理由から、バイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現することが強く求められており、関係府省が協力し、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定したところである。この戦略に基づき、以下に掲げる施策を強力に推進する。

# バイオマス・ニッポン実現に向けた基本戦略



## ア バイオマス（生物由来の有機性資源）利活用推進に向けた全般的事項に関する戦略の推進

### (ア) 基本的考え方

「バイオマス・ニッポン」の早期実現には、バイオマスの利活用に関わるすべての人々の理解と協力が必要であり、バイオマスの利活用が地球温暖化を防止する効果があること等、「バイオマス・ニッポン」の構築が国民一人一人の生活に深く結びついていることについて十分周知する必要がある。

また、バイオマスの持続的な利活用には、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムの構築が重要であるとともに、地域の特性を活かし、地域における創意工夫あふれる取組を推進していくべきである。

さらに、バイオマスに係る関係府省の一層の連携を進めるとともに、地方公共団体、農林漁業者、環境NPO等がそれぞれの役割分担に応じ、協調していくことが重要である。

### (イ) 具体的施策

- ① バイオマス関連情報を収集・整理・提供するための情報拠点（バイオマス情報ヘッドクォーター）の創設、シンポジウム等を通じたバイオマスに係る国民の理解の醸成等を図る。
- ② バイオマス利活用指針及び窒素等の資源循環モデルを検討するとともに、バイオマス利活用システムのライフサイクルアセスメント（LCA）手法を開発する。
- ③ 地域における関係者によるバイオマスの利活用推進に向けた連携、協調、合意形成、計画策定等を促進する。
- ④ 関係府省の一層の連携のためのバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議、政府の取組の向上を図るためのアドバイザー機関を設置し、総合戦略の推進を図るとともに、環境NPO等地域におけるバイオマス利活用のコーディネーター等の活動を支援する。
- ⑤ バイオマス利活用に意欲的なモデル地域等を対象として、関係府省と連携し、施設整備、技術指導等の利活用促進対策を総合的に実施する。
- ⑥ 国際シンポジウムの開催等を通して我が国のバイオマス利活用技術、実用化事例等の海外における普及、海外諸国との連携、協力関係の構築を図る。

## イ バイオマスの生産、収集に関する戦略の推進

### （ア） 基本的考え方

「広く、薄く」存在しているバイオマスを効率よく収集しコストの削減を図ることが、バイオマス利活用を推進するために重要である。

このため、農林水産物出荷流通システムなど既存システムの有効活用や、動脈物流と静脈物流の組み合わせ等による効率的な収集・輸送システムの構築が必要である。また、一層の収集・輸送コストの削減を目的として、現場のニーズに応じた革新的な収集システム技術の研究開発、実用化等を進めることが必要である。

### （イ） 具体的施策

- ① 農業廃棄物、食品廃棄物等を効率的に収集するシステムの構築を支援するとともに、水産加工残滓の発生・回収・処理状況等を分析する。
- ② 民間企業等の行う食品廃棄物の効率的分別や運搬・回収技術の開発を支援する。
- ③ バイオマス生産効率の高い作物の栽培等の研究を進める。
- ④ バイオマス輸送の効率化にも資する水運等を活用した環境負荷の小さい静脈物流システムを構築する。

## ウ バイオマスの変換に関する戦略の推進

### （ア） 基本的考え方

バイオマスは、飼料、肥料、工業用原料やエネルギー等、様々な形で利用が可能であり、その変換については、変換効率の高い手法を開発していくことが極めて重要である。また、バイオマスの用途の拡大には、利用者のニーズに合わせ製品の多様化、高付加価値化を図

ることが不可欠である。

(イ) 具体的施策

- ① 様々なバイオマスを効率的にエネルギーへ変換する技術や、バイオマスから高付加価値な製品を生産・製造する技術の開発・実用化を推進するとともに、地方公共団体、民間事業者等が設置するバイオマス変換施設で技術、システム等の面で先導的なものについて立ち上がりを支援する。
- ② 木質系廃材・未利用材の有効活用として、糖化・発酵、液体燃料や工業製品等へ変換する技術の早期実用化に取り組む。
- ③ 植物や昆虫等の機能遺伝子解明を進め、これら生物による有用物質生産技術の開発を図るとともに、バイオマスの高度変換技術の試作機等を用いて実用化に向けた基礎的データを蓄積する。

エ バイオマスの変換後の利用に関する戦略の推進

(ア) 基本的考え方

バイオマスの変換後のエネルギーや製品は、十分な利用需要があることが重要であるが、バイオマスについて、まだ十分に国民に認知されていないため、国民的理解の醸成に努め、利用者のニーズを高めることが重要である。

また、農林漁業の本来有する自然循環機能をバイオマスの活用を通じ維持増進する必要があるとともに、バイオマスの多くが農山漁村で発生し、その利用の太宗を農山漁村が担っていることから、農林漁業、農山漁村をバイオマス生産、利用の場として展開し、その活性化を図っていくことが重要である。

バイオマスを変換して新たにエネルギーや製品として利用する場合、既存システムに大きな混乱をもたらさずに、円滑な導入が図られるよう、計画的に推進していくことが重要である。

(イ) 具体的施策

- ① たい肥等バイオマスの変換後の製品についての安全性と効果の評価を行うとともに、供給側の参考となる土壌条件等に関するデータを蓄積するための調査等を行う。
- ② バイオマス由来のプラスチックについて、食堂において導入実験を行うとともに、農業用マルチフィルムの利用をモデル的に実証する取組を支援する。
- ③ 環境保全型農業を推進するとともに、農業用施設電源、たい肥、飼料、農業資材等、バイオマス由来のエネルギー及び製品の農林業における利用を促進、農業の現場におけるバイオマス由来のエネルギー及び製品の利用のための技術指導等の普及活動を行う。
- ④ バイオマス由来の自動車燃料の品質評価、自動車の走行実験等を行い自動車燃料導入のメリット・デメリットについて、適切な評価を行うとともに、バイオマス由来のプラスチック等の製造に係る経済性の検証、試作、品質評価、供給体制のあり方の検討を行

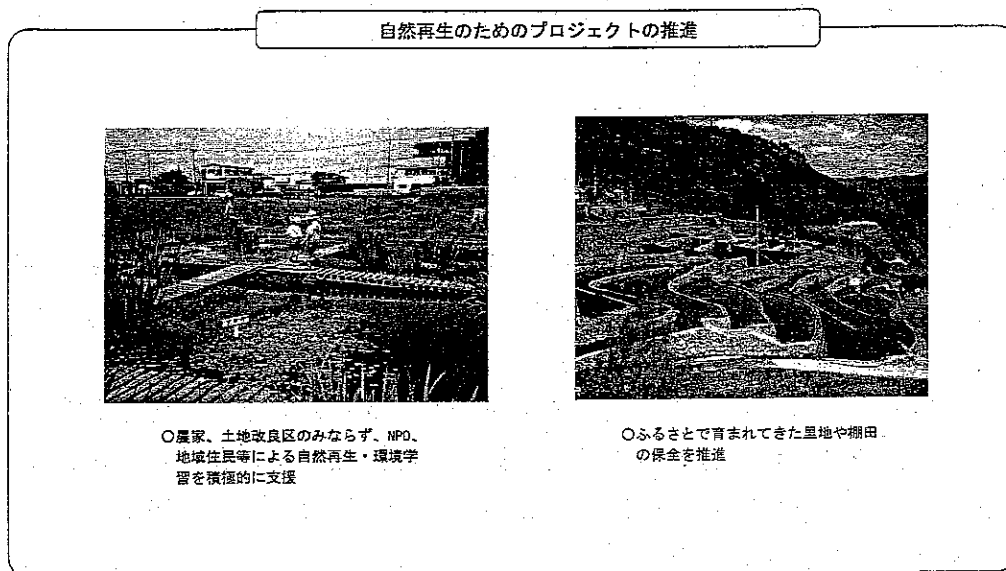
う。

#### (4) 「美しい自然と景観」の維持・創造

##### ア 自然再生のためのプロジェクトの推進

###### (ア) 基本的考え方

多様な主体の参画の下、自然と共生する田園環境の創造を推進するとともに、里地や棚田の保全等を通じて美しい日本の原風景を再生する。



###### (イ) 具体的施策

- ① 自然と共生する田園環境の創造を行うため、田園環境整備マスタープランを踏まえた環境創造型事業等を積極的に推進する。
- ② ふるさとで育まれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。
- ③ 田園地域における地域住民・NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動を推進する。

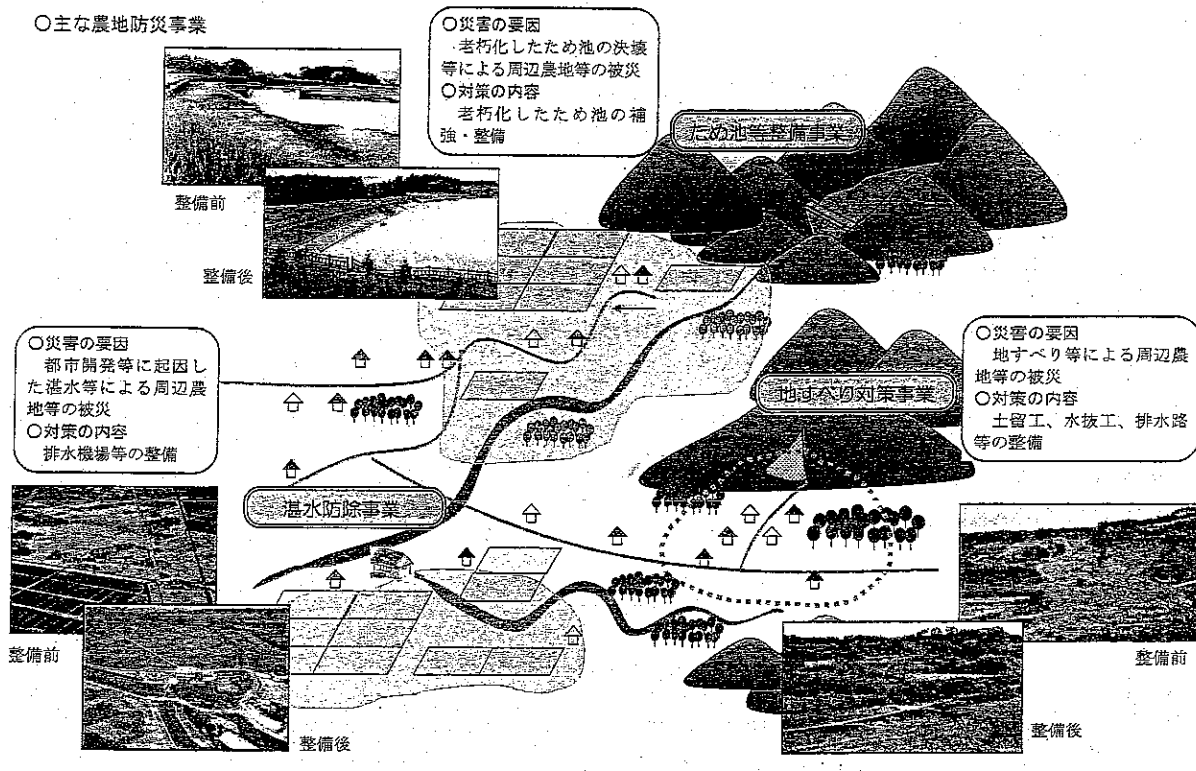
##### イ 自然のリスクから守られた農村の形成

###### (ア) 基本的考え方

自然災害等のリスクから農村を守り、豊かな生活環境を創出するため、農村の防災対策を推進する。

## 農地防災事業の概要

### ○主な農地防災事業



### (イ) 具体的施策

- ① 農地等の農業生産基盤に対する災害等の未然防止対策であるため池等の整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備等の各種事業の実施を通じて、地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。
- ② 事業の緊急性・効率性等についての客観的な指標等により、地域住民に対し農地防災事業の効果等を広く情報提供し、農地防災事業についての関心・理解を深め、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業を推進する。

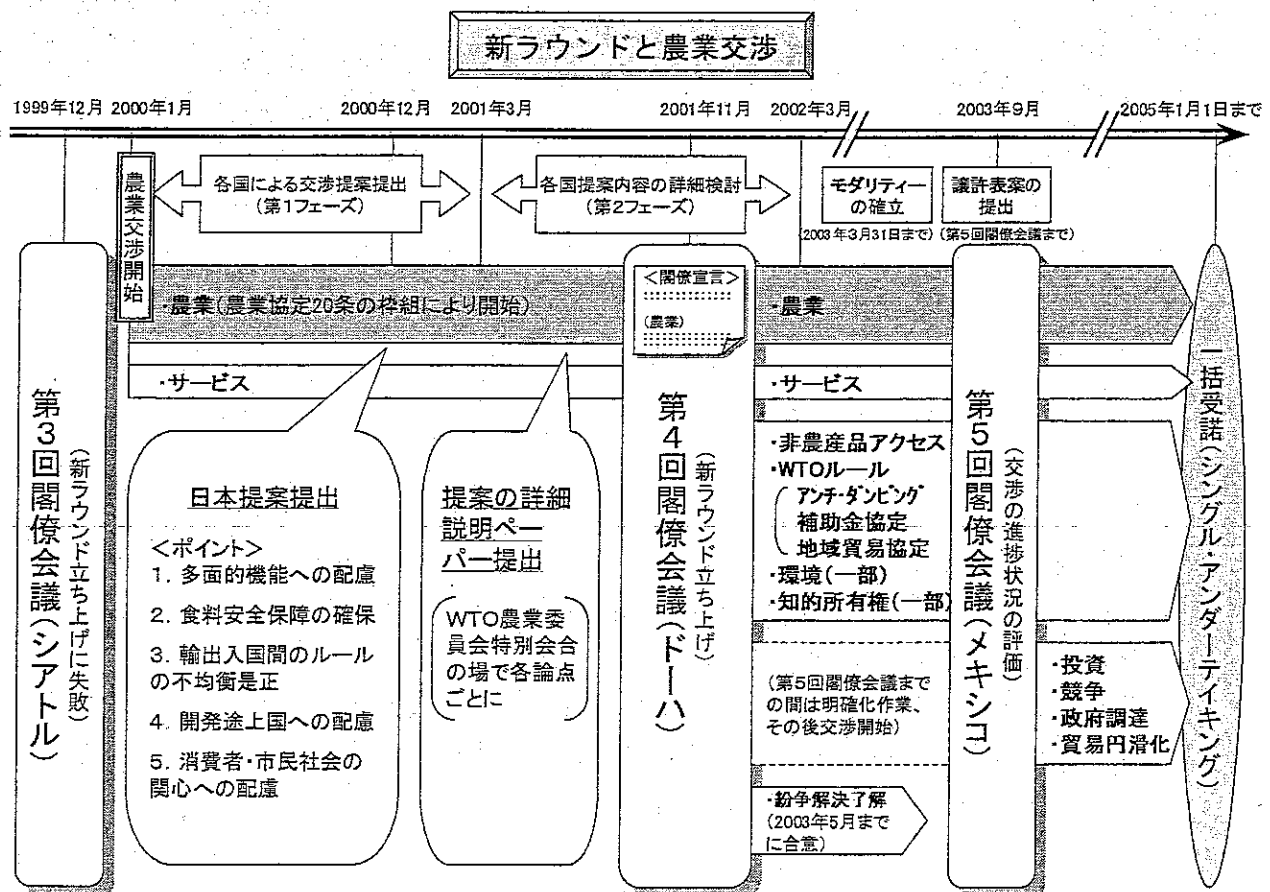
## 4 WTO交渉における積極的取組

### (ア) 基本的考え方

WTO農業交渉は、2003年3月までにモダリティを確立し、同年9月にメキシコで開催される第5回閣僚会議において、譲許表を提出するという重要な局面にさしかかっている。

我が国は、日本提案に基づき、農業の持つ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に反映され、「多様な農業の共存」を実現することを基本に交渉に臨んでいる。

米国やケアンズグループは、関税の一律削減や国内支持の大幅削減等、画一的で急進的な市場開放を主張しているが、我が国としては、交渉の結果が我が国提案を十分反映し、各国にとって受入可能なバランスの取れたものとなるよう、関係国にも働きかけながら、積極的に交渉に取り組む。



### (イ) 具体的施策

- ① 平成14年10月のASEAN+3 (日中韓) 農林大臣会合において東アジア米備蓄シ

システムの形成に向けたパイロット・プロジェクトの実施が合意されたが、これについて国際備蓄構想を実現するための具体的取組の第一歩として積極的に貢献する。

- ② 消費者等からの関心の高まりに対応し、農業交渉に関する情報を積極的に開示する等、交渉プロセスの透明化を図り、国民的な理解の下での交渉を行う。